

## 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

医療推進課

### 1 改正の内容

地域手当の支給対象に「歯科医師」を加える。

### 2 改正の理由

須坂病院に歯科口腔外科を開設することに伴い、新たに歯科医師の職を置く必要があることから、処遇等を定めるため改正を行う。

### 3 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日

(参考)

#### ○地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 (第一項略)

2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない (第三項略)

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする

2 評価委員会は、通知を受けたときは、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

役員報酬規程の一部を改正する規程 新旧対照表

規程 1 - 4 - 3 (平成26年10月 1 日施行)

改正後	現 行
<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 医師又は<u>歯科医師</u>である者 基本給に100分の15を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 医師である者 基本給に100分の15を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p>